国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院テニュア・トラック制規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院(以下「研究院」という。)の若手研究者に対しテニュア取得のインセンティブを与えることにより、優れた人材を育成し、研究院の教育研究環境の活性化と教育研究水準の向上を図ることを目的として導入するテニュア・トラック制に関し必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) テニュア 定年までの身分を保有する権利をいう。
- (2) テニュア・トラック制 テニュア・トラック期間満了時までにテニュアの獲得にかかる 審査を行い、可とされた教員についてテニュアを付与する制度 (テニュアの付与が不可 となった場合は、テニュア・トラック期間の満了をもって労働契約期間が終了する制度) をいう。
- (3) テニュア・トラック教員 テニュア・トラック制の職に採用された特定教員をいう。
- (4) テニュア審査 テニュア・トラック教員として採用後の本学における教育研究活動及び それに付随する実務の実績を厳正に評価し、本学のテニュアを獲得するために行う審査 をいう。
- (5) テニュア・トラック期間 テニュア・トラック教員として採用されてからテニュアを獲得するまでの期間 (テニュアを獲得できなかった場合は、当該任期が満了するまでの期間) をいう。

(適用対象者)

第3条 テニュア・トラック制の適用対象者は、特任助教又は特任講師とし、所属は世界言 語社会教育センターとする。

(テニュア・トラックの期間)

- 第4条 テニュア・トラックの期間は、特任助教又は特任講師として採用された日から4年間とする。
- 2 テニュアの付与が否決された場合は、転出等の準備のため、最長 1 年間任期を延長することができる。

(研究支援体制)

- 第5条 テニュア・トラック教員には、教育研究等に関する指導助言を行うため、メンター教員を配置する。なお、メンター教員は、研究院長が指名する。
- 2 テニュア・トラック教員には、個人研究費を配分するほか、研究室を措置し、学内施 設の利用は研究院の教員と同様とする。

(教育研究等業務)

第6条 特任助教は、言語文化学部または国際社会学部(以下「学部」という。)或いは留

学生日本語教育センター(以下「センター」という。)の教授会及び学部或いはセンターに関連する委員会にオブザーバーとして出席し、必要に応じて業務を遂行する。また、原則として、学部或いはセンターの授業を通年換算で3コマ相当担当するほか、必要に応じリレー講義を担当する。

2 特任講師は、学部或いはセンターの教授会構成員となり、その責務に応じて業務を遂行する。また、原則として、学部或いはセンターの授業及び大学院総合国際学研究科の授業を通年換算で少なくとも6コマ相当担当するほか、必要に応じリレー講義を担当する。

(テニュア審査)

- 第7条 テニュア審査の対象となる特任助教又は特任講師は、採用後3年を経過した者と する。
- 2 研究院長は、前項に掲げる当該特任助教又は特任講師にテニュア審査を受ける意思の 有無を確認しなければならない。
- 3 研究院長は、第8条に定める審査委員会が審査した審査の結果に基づき、研究院教授会(以下「教授会」という。)にテニュアの付与を発議しなければならない。
- 4 研究院長は、テニュアの付与が教授会において可決されたときは、学長に上申するものとする。
- 5 テニュア審査の結果、テニュアが付与された特任助教は講師に、特任講師は講師又は 准教授となる。

(審査委員会の任務)

- 第8条 研究院長は、前条第2項において、テニュア審査を受ける旨の意思確認をした場合は、教授会の承認を得て、直ちに審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、当該特任助教又は特任講師について審査を行い、その結果を教授会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、審査に必要な資料(略歴・業績一覧等)を当該特任助教又は特任講師に求め、 必要に応じて口頭試問を行うことができる。
- 4 委員会は、審査に当たり、他の教員の意見を聴くことができる。

(審査委員会の構成)

- 第9条 委員会は、教授会構成員から選出された委員4名(第5条に定めるメンター教員を除く)と、外部有識者の委員1名により構成する。
- 2 前項に掲げる外部有識者の委員候補者は、教授会構成員から選出された委員の協議により推薦するものとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 委員会は、構成員の4名以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 6 委員会の議決は、4名以上の同意を必要とする。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、国際化拠点室において処理する。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、テニュア・トラック制に関して必要な事項は、 教授会の議を経て研究院長が定める。

(規程の改正)

第12条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。